

電波行政の動き

ラジオマイクの高度化に向けた技術的条件についての
関係者からの意見聴取
[平成18年8月3日総務省報道資料]

情報通信審議会情報通信技術分科会では、ラジオマイクの高度化に向けた技術的条件(800MHz帯デジタル方式ラジオマイク及び169MHz帯補聴援助用ラジオマイクの導入)についての検討を行うため、平成18年6月29日から審議を開始し、平成18年12月頃を目途に答申の取りまとめを行う予定です。

については、平成18年8月31日(木)に開催を予定している、情報通信審議会情報通信技術分科会小電力無線システム委員会において関係者の意見陳述の機会を設けることとしますので、希望する者は下記の要領により申し出てください。

記

1 意見陳情の方法

意見陳述は、平成18年8月31日(木)開催予定の情報通信審議会情報通信技術分科会小電力無線システム委員会においておこないます。

2 意見陳述のために必要な手続

意見陳述を行うためには、意見陳述人の氏名(法人又は団体(以下「法人等」という。))の場合は、法人等の名称及び代表者の氏名並びに意見陳述を行う者の役職及び氏名とする。)、職業(法人等の場合は記載を要しない。))及び意見の要旨を記した文書を郵便、FAX又はE-mailにより平成18年8月24日(木)18時までの提出になっています。

3 内容の問い合わせ先及び意見の提出先の詳細は、総務省報道資料

http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060803_1.html を参照願います。

1 審議の背景

(1) 800MHz帯ラジオマイクのデジタル化

現在、特定小電力無線設備として使用されている800MHz帯ラジオマイクは、高い音声品質を有し、イベント会場等の大規模な利用のほか、学校施設(大学・予備校などの講義)、ホテル(会議場・結婚式場)・集会場等、非常に幅広い用途において数多くの設備が使用されており、今後

も需要の増加やニーズの多様化等から周波数の逼迫が懸念されています。

このため、音声品質を保持しつつ、将来的な需要に十分対応するため、周波数利用効率の高い、デジタル方式の導入を図るものです。

(2) 169MHz帯補聴援助用ラジオマイクの導入

現在、補聴援助用ラジオマイクは、75MHz帯が使用されていますが、近年、システムの小型化等、利便性を高めるため新たな周波数帯を用いた補聴援助用ラジオマイクの導入が求められています。

諸外国においても同様の背景から、75MHz帯のほか
に169MHz～216MHzを用いた補聴援助用のラジオマイクが実用化されつつあることから、今般、我が国においても、諸外国と同様の周波数帯である169MHzを使用した新たな補聴援助用のラジオマイクの導入を図るものです。

2 審議体制及び審議事項

本件検討は、情報通信審議会において小電力の無線システムに必要な技術的条件を担当する小電力無線システム委員会（主査：中川 正雄 慶応義塾大学理工学部教授）において行います。

(1) 800MHz帯デジタル方式ラジオマイクの技術的条件

(2) 169MHz帯補聴援助用ラジオマイクの技術的条件

平成18年10月24日（火）から

携帯電話の番号ポータビリティが始まります。

[総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課番号企画室]

平成15年から「携帯電話の番号ポータビリティ」に関する諮問・答申が進められてきました。

携帯電話の利用者が携帯電話会社を変更した場合に、これまでは、電話番号の変更をしなければなりませんでした。これを、携帯電話会社を変更しても電話番号はそのままで変更後の携帯電話会社のサービスを利用できるものです。

総務省から平成18年11月1日までに導入を義務付けられていましたが、NTTドコモ、KDDI、ボーダフォンの3社の準備が整ったため、10月24日からの開始になりました。

1 携帯電話の番号ポータビリティのメリット

(1) 契約している携帯電話会社を変更しても、電話番号が変わらないので新たに電話番号を周知する必要がありません。

(2) 携帯電話会社同士の競争が促進され、番号ポータビリティを利用しない人にとってもサービス向上が期待できます。

2 携帯電話の番号ポータビリティ利用の際の注意点

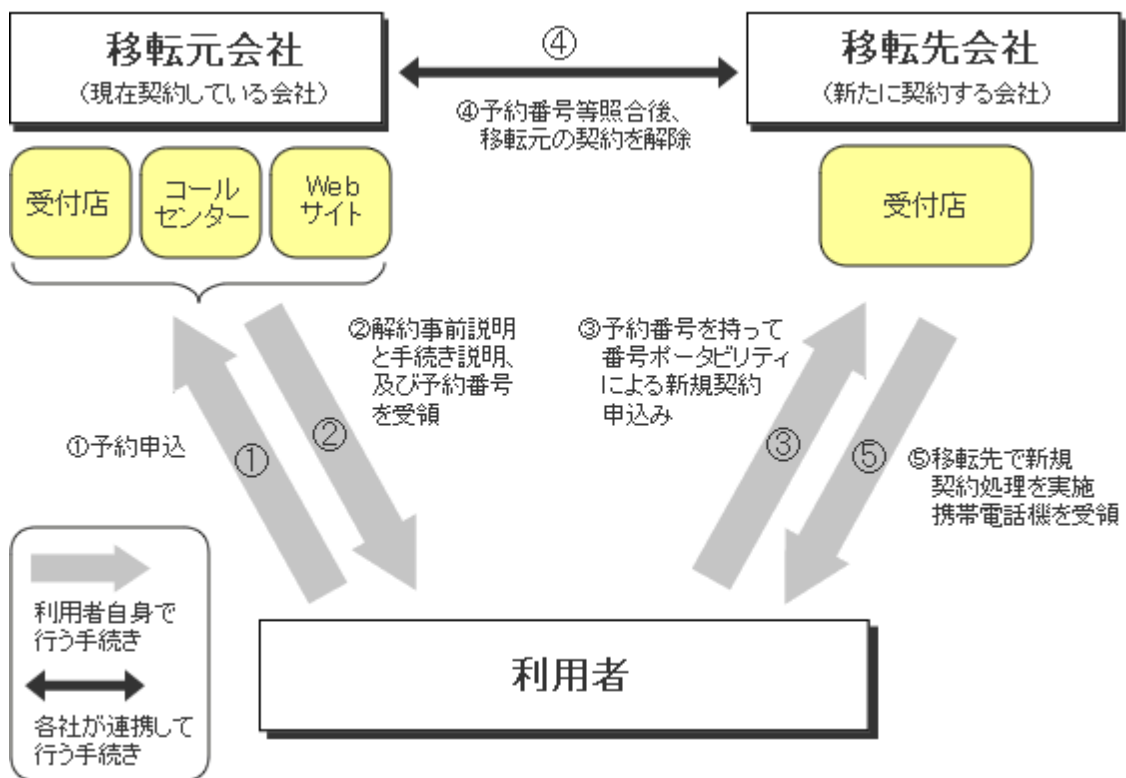
携帯電話会社と新たに契約(新規契約)することとなるため以下のような注意

点があります。

- (1) 現在契約している携帯電話会社が発行したメールアドレスは引継ぎできません。
- (2) 現在契約している携帯電話会社が提供しているサービス（料金プラン・割引サービス等）は解約とともに終了となります。
- (3) コンテンツプロバイダーが提供しているコンテンツや電子マネー等は引継ぎできない場合があります。
- (4) 年間契約等の割引サービスを契約している場合は、解約に伴い、別途費用が発生する場合があります。
- (5) 変更後の携帯電話会社から発売されている携帯電話端末が必要になります。

3 携帯電話の番号ポータビリティ

移転元会社との事前の手続き(予約申込み)電話やWebで行った場合には、移転先会社の受付店への来店のみで手続きを行うことが可能です。移転先会社の受付店での手続時間は最大でも数時間程度になる予定です。



- ① 移転元事業者（現在契約している携帯電話会社）に携帯電話の番号ポータビリティの予約を申し込む。
- ② 移転元事業者から、解約に関する事前説明や番号ポータビリティの手続きに関する説明を受け、「MNP予約番号」を受領する。
- ③ 移転先事業者（新たに契約する携帯電話会社）の受付店へ「MNP予約番号」を持って来店し、携帯電話の番号ポータビリティ（MNP）による新規契約申し込みをする。
- ④ 移転元事業者は、移転先事業者を經由して送られるMNP予約番号等を照合

後、移転元契約を解除する。

⑤ 移転先事業者が新規契約処理完了した後、携帯電話機を受領する。

詳細については http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/mnp/index.html を参照してください。

デジタルテレビの出荷比率

期間	H16.1～12	H17.1～12	H18.1～6
テレビ出荷総数	約876万台	約867万台	約375万台
デジタルテレビ出荷数	約160万台	約313万台	約208万台
デジタルテレビの割合	約18%	約36%	約55%

(2006年6月、JEITA資料により作成)

地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査資料より

[(情報通信審議会第3次中間答申)平成18年8月1日総務省報道資料]
< http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/pdf/060802_2_bt2.pdf > 32ページより

平成18年5月、初めて国内のデジタルテレビの出荷がアナログチューナテレビの出荷台数を上回りました。

編集後記

8月後半に入りましたが、夜も依然暑く寝苦しい日が続いています。

今週、休み的人が多かったので通勤電車もすいていました。ARIBのスタッフも夏休みを取る人が多く、職場は比較的静かな1週間でした。

先週のARIBニュースは休刊でした。ニュースの材料が1週分増えると期待していましたがこの時期素材がなく、総務省発表の資料を基に原稿にしました。このARIBニュースの編集と機関誌50号(8月末発行の予定)の編集の最終確認が済めば、私も3日ほどの夏休みに入る予定です。

(H.K)

[ページの先頭に戻る](#) ▲